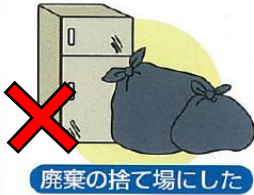


農地に関する相談は農業委員会へ

※農地（畑・田）に資材を置いたり駐車場や残土置き場、廃棄捨て場にする行為は農地法に違反します！また、自ら耕作する農地に※農業用施設（農機具小屋・コンテナ・土間打ちなど）を建築する場合は農業委員会への申請が必要となりますので、まずは農業委員会へお気軽にご相談ください。



●許可なく転用した場合や転用許可後、事業計画どおりに転用していない場合は農地法に違反することとなり原状回復等の命令、罰則の適用があるのでご注意を！！
3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられます。

問合せ先：農業委員会（098-968-4717）